

第6節

国際戦略の推進

1 国際政策の推進

ICT分野においては、国際通信ネットワークの構築、規格の相互認証、発展途上国に対する支援等の国際的な協力・連携と、技術開発、電気通信事業者等の海外展開等の国際的な競争が活発に展開されており、我が国も、各国やITU等の国際機関等との連携・協力を推進

するとともに、グローバルな市場競争に対応していくため、適切に国際戦略を推進していくことが非常に重要となっている。

総務省では、関係府省と協力して、国際戦略の推進のために次のような施策を展開している。

(1) アジア・太平洋地域における国際政策の推進

ア アジア・ブロードバンド計画の推進

総務省は、アジア地域のブロードバンド環境の整備に向けた行動計画として、平成15年3月、「e-Japan重点計画-2002」及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」に基づき、関係府省とともに「アジア・ブロードバンド計画」を策定した。同計画においては、2010年（平成22年）までに、アジアが世界の情報拠点（ハブ）になることを目指すこととされており、その後の「e-Japan戦略」、「e-Japan重点計画-2004」、「IT政策パッケージ2005」等においても着実に推進することがうたわれている。

これまでに、アジアの9箇国・地域との間で同計画推進に関する協力取決め等を取り交わしている。2005年（平成17年）8月には、インドと、産学官が参加する「ICTフォーラム」の第一回会合を開催し、今後も協力を推進していくことが合意された。また、日中韓3箇国の間では、ICT9分野の協力に関する取決めが作成され、これらに基づき、各種研究開発プロジェクト、人材育成施策や政策対話等を実施しているところである。

また、我が国の官民の強力な連携の下に同計画に基づく取組を加速するために、平成16年3月から、「アジア・ブロードバンド推進会議」を開催し、状況の変化等を踏まえ、今後実施又は着手すべきプロジェクトについて議論を行っている。2006年（平成18年）8月に開催された同会議において、総務省及び関係府省は、同計画の改定を行っている。

改定後の計画は、従前の計画と比して、目標を基本的に維持しつつ、次世代ネットワークが今後のインフラとして注目されていることを反映するとともに、

ブロードバンドの基盤としてのネットワークインフラ整備のための施策

アプリケーション、コンテンツ、共通の基盤の整備のための施策

人材育成のための施策

横断的施策

等について新規重点項目を追加している。

総務省及び関係府省は、今後とも、アジアにおけるブロードバンド環境の整備に向け、改定後の計画に基づいた取組を、アジア各国の政府・NPO・国際機関とも連携しつつ、積極的に行っていくこととしている。

イ 日中韓における協力・協調

2002年（平成14年）9月、マラケシュ（モロッコ）において、日中韓3箇国の情報通信分野における協力等の促進を目的として、これら3箇国の民間企業、研究機関等も参加して、第1回の「日中韓情報通信大臣会合」が開催された。その後、第2回会合（2003年（平成15年）9月済州（韓国））、第3回会合（2004年（平成16年）7月札幌）を経て、2006年（平成18年）3月に、厦門（中国）において、第4回会合が開催された。同会合では、ASEANとの連携、情報ネットワークセキュリティ（スパム対策を含む）、次世代IPネットワーク、4G（次世代移動通信）等のICT分野における日中韓協力について、今後一層推進していくことで一致し、3箇国の連携体制の充実・強化を図るため文書への署名が行われた。今後、情報交換だけではなく、具体的なプログラムベースによる協力を推進することを通じて、日中韓のみならずアジアにおけるICTの発展が図

られることが期待される。

ウ アジア太平洋経済協力(APEC)における活動

アジア太平洋経済協力(APEC: Asia-Pacific Economic Cooperation)は、アジア太平洋地域の持続可能な発展を目的とし、域内の全主要国・地域が参加する国際会議である。電気通信分野に関する議論は、電気通信・情報作業部会(TEL: Telecommunications and Information Working Group)及び電気通信・情報産業担当大臣会合(TELMIN: Ministerial Meeting on Telecommunications and Information Industry)を中心に行われており、次世代ネットワーク時代の政策・規制の在り方の検討、デジタル・ディバイドの解消、ブロードバンドの普及、WTOへの支援、セキュリティ及び人材育成等に関する議論及び情報交換が活発に行われている。

総務省は、自由化分科会(LSG)副議長を担当するとともに、APEC加盟国・地域間で共有すべき目標である「アジア太平洋情報通信社会(APIS)ビジョン」を策定するための議論を主導し、同ビジョンは2007年(平成19年)4月にフィリピンで開催されたAPEC TEL第35回会合において承認された。また、各種課題に関する議論への積極的な参加、我が国の情報通信政策の紹介、研究開発プロジェクトの実施及びアジア・太平洋地域の情報通信主管庁との意見交換等を通じ、APECの情報通信関連の活動に積極的に貢献している。

2006年(平成18年)10月にニュージーランドで開催されたAPEC TEL第34回会合において、我が国が第37回会合のホスト国となることが決定された。総務省は、2008年(平成20年)3月に予定されている同会合の開催に向けて、引き続き積極的な貢献を行っていく予定である。

エ アジア・太平洋電気通信共同体(APT)

アジア・太平洋電気通信共同体(APT: Asia-Pacific Telecommunity)は、1979年(昭和54年)に設立されたアジア・太平洋地域における電気通信専門の国際機関であり、同地域における電気通信の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の政策的調整及び地域的な電気通信問題の解決等を行っている。

APTでは、2005年度(平成17年度)から、我が国からの特別拠出金により、情報通信網が十分整備されていない地域にインターネット等の環境を整備するプロジェクトを支援する「デジタル・ディバイド解消のためのパイロットプロジェクト支援」を実施している。

現在までフィリピン、モンゴル、パプアニューギニア及びインドネシアに対し支援した。また、2006年度(平成18年度)から、同様に我が国からの特別拠出金により、ブロードバンド化に向けた競争環境整備に必要な人材育成等を支援する「アジア・太平洋地域におけるブロードバンド普及に向けた環境整備支援」を開始した。具体的には、同年度は、ブロードバンド普及のための政策策定等に関する中長期研修を行った。

オ 東南アジア諸国連合(ASEAN)との電気通信及びIT担当大臣会合

2006年(平成18年)9月、(ASEAN: Association of South-East Asian Nations)10箇国の電気通信主管庁大臣が参加するASEAN電気通信及びIT担当大臣会合がブルネイで開催され、あわせてASEAN10箇国と我が国との間でも電気通信及びIT担当大臣会合が行われた。

同会合においては、総務省総務審議官から、我が国におけるICTの現況、ネットワークの高度化の進展、今後の政策課題及びASEANとの協力・連携についてプレゼンテーションを行った。また、ASEAN域内における電気通信及びITの発展に向け、これまでの相互の取組及び協力実績を確認するとともに、今後の協力の方向性について意見交換を行った。

ASEANは、我が国のほか中国、韓国及びインドともそれぞれ大臣会合を行い、一連の会合がすべて終了した後、議長声明を公表した。議長声明では、アジア・ブロードバンド計画の改定や今後の日本とASEANとの協力の方向性についても言及されている。

カ アジア欧州会合(ASEM)

2006年(平成18年)11月、アジア欧州会合(ASEM: Asia-Europe Meeting)域内におけるICT分野の協力強化を目的に、「ASEM第1回ICT閣僚会合」がハノイ(ベトナム)において開催された。同会合は、近年の情報通信技術(ICT)の著しい進展や、2003年(平成15年)と2005年(平成17年)に開催された世界情報サミット(W SIS)において、ICTの重要性と情報社会構築の必要性が改めて確認されたこと等を背景として開催された会合であり、ASEM加盟国の閣僚等が参加し、活発な意見交換等が行われた。同会合では、ASEM域内で今後取り組むべき課題をまとめた「活動リスト」を含む議長声明等が採択されるとともに、ICT分野における協力を促進するための意見交換、情報共有を継続することが確認された。

(2) 国際機関及び多国間関係（アジア・太平洋地域関係を除く）における国際政策の展開

ア 国際電気通信連合（ITU）活動への参加

電気通信に関する国連の専門機関である国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）は、

無線通信部門（ITU-R：ITU Radiocommunication Sector）

電気通信標準化部門（ITU-T：ITU Telecommunication Standardization Sector）

電気通信開発部門（ITU-D：ITU Telecommunication Development Sector）

の3部門から成り、周波数の分配、電気通信技術の標準化及び開発途上国における電気通信分野の開発支援等の活動を行っている。我が国は、研究委員会の議長・副議長の輩出や人材育成の支援等、ITUの各部門の活動に積極的な貢献を行っている。

(ア) ITU-Rにおける取組

ITU-Rでは、無線通信規則の改正、無線通信の技術・運用等の問題の研究や勧告作成及び周波数の割当・登録等を行っている。標準化に関しては、現在、第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）、広帯域無線アクセスシステム（BWA：Broadband Wireless Access）等の標準化作業が進められている。我が国は、今会期（2003～2007年）において、4名のSG副議長をはじめ数多くの役職を引き受けるとともに、SG会合等に多数の専門家が出席するなど積極的に貢献している。

2007年（平成19年）10月からは、ITU-R部門全体の作業方法の見直しや勧告及び次研究会期（2008

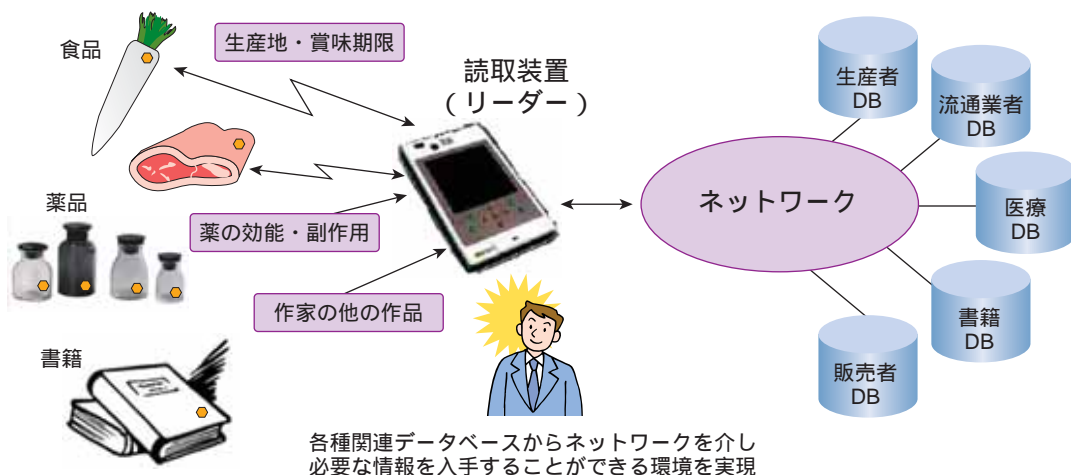
～2011年）の研究課題の承認等を行う無線通信総会（RA-07）及び国際的な周波数分配等、電波に関する国際的秩序を規律している無線通信規則の改正等を行う世界無線通信会議（WRC-07）が開催される予定である。我が国は、RA-07及びWRC-07に向けて、各SG会合やAPTの関連会合等に対して寄与文書を提出するなど継続的に貢献し、各国の動向にも注意しつつ対処を検討していくこととしている。

(イ) ITU-Tにおける取組

ITU-Tでは、電気通信における様々な技術課題に対する標準化作業を行っている。今会期（2005～2008年）においては、特に、現在の電話網に代わる次世代のオールパケット型ネットワークである次世代ネットワーク（NGN：Next Generation Network）や光伝達網等の標準化の推進や、新たな課題であるホームネットワーク、ネットワーク型電子タグ（N-ID：Networked Identification）（図表3-6-1）及び動画像をIPベースで送受信する技術であるIPTVの標準化計画の検討、我が国提案の電気通信事業における情報セキュリティマネジメント規格（X.1051）の改定作業が進められているところである。これらの新たな課題は複数の既存の研究委員会（SG）にまたがるため、フォーカスグループ等により検討が進められている。

研究委員会（SG）には、我が国から議長2名、副議長8名が任命されているほか、各課題の責任者にも多数任命されているなど、我が国も積極的に標準化活動を行っている。

図表3-6-1 N-ID



(ウ) ITU-Dにおける取組

ITU-Dでは、開発途上国における電気通信分野の開発支援を行っている。2006年(平成18年)3月には、ITU-Dの総会である世界電気通信開発会議(WTDC-06)が開催され、今後の活動指針となるドーハ宣言及び行動計画が採択された。同行動計画には、インフラ整備、技術開発、人材育成、災害時の支援等に関するプログラムが盛り込まれ、これらのプログラムに基づき、様々なプロジェクトの実施や各種ワークショップの開催といった活動が積極的に進められている。

また、WTDC-06においては、我が国の提案により、途上国におけるITU技術標準の作成・活用能力の向上に取り組むべきことを内容とする決議が採択された。これを受け、アジア・太平洋諸国において標準化活動に従事する政府職員等を対象とする研修を総務省とITUとで共催する予定である。

イ インターガバナンスフォーラム

WSIS第2フェーズであるチュニス会合の結果に基づき、2006年(平成18年)10月下旬から11月上旬にかけて、国際連合事務総長により、インターネットガバナンスフォーラム(IGF)の第1回会合がアテネ(ギリシャ)にて開催され、インターネットに関する様々な公共政策課題について議論が行われ、我が国からも官民の関係者が参加した。

全体テーマは「開発のためのインターネットガバナンス」とされ、「人材育成」が横断的優先事項とされた。また、個別テーマとして、

- 自由な情報流通・表現の自由
- インターネットにおけるセキュリティ
- インターネットの多様性
- インターネットへのアクセス

がとりあげられた。

議長総括として、第1回IGF会合は政府関係者、国際機関関係者、民間企業、市民団体等の異なる分野の参加者がオープンな場で交流する壮大な実験であり、第1回目の顔合わせとして意味があり、全般的には機能したと評価された。

ウ 主要国首脳会議(G8サミット)

年に1回開催されるG8サミットでは、デジタル・オポチュニティの活用とデジタル・デバイドの解消(2000年(平成12年)九州・沖縄サミット)等、毎年情報通信関連のテーマについても議論されている。2006年(平成18年)7月に開催されたサンクトペテルブルク・サミットでは、教育の共同文書においてG8沖縄憲章及びWSISに従い情報通信技術を教育でより

効果的に活用するというコミットメントを再確認するとされたほか、テロ対策、海賊版対策にICT関係の記述が盛り込まれた。

エ 世界貿易機関(WTO)における新ラウンド交渉

2001年(平成13年)11月から開始された世界貿易機関(WTO: World Trade Organization)ドーハラウンド交渉では、サービス貿易分野において最も重要な分野の一つとされている電気通信分野について、一層の自由化に向けた積極的な交渉が展開されている。我が国は、WTO加盟国の中で最も電気通信分野の自由化が進んでいる国の一つであることから、諸外国に対して、一律に課せられている外資規制等の措置について、撤廃・緩和の要求を行っている。同ラウンド交渉は、2006年(平成18年)夏に各国の意見対立によりいったん中断されたが、2007年(平成19年)1月末に本格的に再開されており、現在、早期妥結に向けて交渉全体が加速化している。

オ 経済協力開発機構(OECD)

経済協力開発機構(OECD: Organization for Economic Co-operation and Development)では、情報・コンピュータ・通信政策委員会(ICCP: Committee for Information, Computer and Communications Policy)における加盟各国の意見交換を通じ、情報通信に関する政策課題及び経済・社会への影響について検討を行っている。OECDの特徴は、他の国際機関に比べ、最新の政策課題につき経済学的な観点から客観的・学術的とされる議論を行う点にある。ICCPは、通信規制政策、情報セキュリティ、プライバシー等の分野において特に先導的な役割を果たしている。また、加盟国の情報通信動向・統計をまとめたOECD通信白書(Communications Outlook)を、2年に1回発行している。

カ 世界知的所有権機関(WIPO)

世界知的所有権機関(WIPO: World Intellectual Property Organization)は、知的財産権保護の国際的な促進(各国制度の調和等を目的とする条約の策定、技術協力を通じた途上国における保護水準の引上げ、情報化の推進等)並びに知的財産権に関する条約及び国際登録業務の管理・運営を行う国際連合の専門機関である。

現在、WIPO/著作権及び著作隣接権に関する常設委員会(SCCR: Standing Committee on Copyright and Related Rights)では、放送機関の権利について、近年のデジタル化等に対応した既存の

条約に代わる新しい保護の枠組みが必要であるとの認識の下、我が国等による論点に関する文書提案（1999年（平成11年））を契機として、現在の条約上

では保護されていない放送機関の権利を保護の対象に含めた新たな条約の策定に向けた検討を開始し、これまで活発に議論してきているところである。

（3）二国間関係における国際政策の展開

ア 成長のための日米経済パートナーシップ

「成長のための日米経済パートナーシップ」は、2001年（平成13年）6月、米国キャンプデービッドにおいて開催された日米首脳会談において、日米間の対話を通じて持続可能な成長のために協調することを目的として立ち上げられ、次官級経済対話、官民会議、規制改革及び競争政策イニシアティブ等の各種会合の下、毎年多面的に協議を行っている。

2006年（平成18年）6月には、日米規制改革及び競争政策イニシアティブの5年目の対話として、日米政府間で電気通信分野を含む各分野に係る規制改革及び競争政策についての報告書を取りまとめ、公表した。また、同年12月には、6年目の対話として要望書を交換したところである。

イ 日・EU協力のための行動計画

2001年（平成13年）12月に開催された第10回日・EU定期首脳協議において、今後10年間の具体的な協力分野及び内容を定めた「日・EU協力のための行動計画」が採択された。また、2004年（平成16年）6月に開催された第13回日・EU定期首脳協議において、情報通信分野における協力内容を具体化した「ICTに関する協力についての共同宣言」が発出された。同共同宣言において、ユビキタスネット社会の実現、デジタルコンテンツの流通促進、インターネットの安全の確保、迷惑メール対策等について、日・EU間で協力していくこととしている。

これに基づき、総務省と欧州委員会情報社会・メディア総局との間で、閣僚級及び次官級での会談、日・EU定期協議、日・EU ICTシンポジウム等において、共通する政策課題の解決に向けたベスト・プラクティス（模範事例）及び意見の交換を通じて、協力関係を継続及び発展させている。

具体的な協力事項としては、2007年（平成19年）4月の総務大臣と欧州委員会委員との会談において、ICTの安心・安全な利用環境の整備に向けて、啓発イベントの実施や通信事業者の自主的取組に関する意見交換等、官民を交えた連携を推進していくことで合意したところである。

こうした日・EU間における協力の進捗状況について、年1回開催される日・EU定期首脳協議においてフ

ォローアップを行うとともに、重点的協力事項について見直しを行っている。

ウ 欧米との二国間政策協議等

総務省は、各国の情報通信担当省庁との間で、情報通信に関する政策協議を開催している。

2006年（平成18年）4月から2007年（平成19年）4月までの間、フィンランド、イギリス、ドイツ、欧州委員会、フランス及び米国の情報通信担当省庁と政策協議を行い、急速なブロードバンド化等の技術発展に対応する各国のICT戦略や競争政策、電波政策、放送政策に関して、今後の政策の在り方について議論を行うとともに、協力促進に向け、幅広い意見交換を行った。

その他、フランスとは、2006年（平成18年）5月に、ICT分野の日仏間の人材に関する協力活動の強化及びスパム対策における日仏間の協力推進について確認した共同声明を採択し、署名した。

また、イギリス（2006年（平成18年）7月）やカナダ（同年10月）とは、スパム対策に関する二国間の協力推進について確認した共同声明を採択し、二国間、多国間両面からの対話を行い、国境を越えるスパム対策における取組について、協調を図っている。

さらに、イギリス（貿易産業省）及びフランス（経済・財政・産業省）とのICTシンポジウムや、欧州委員会との日・EU ICTフォーラムを開催し、新たなICTを取り巻く現状と課題及び今後の取組について、官民を交えた議論を行った。

エ 日中経済パートナーシップ協議

日中経済パートナーシップ協議は、貿易・投資を中心とする日中経済関係の今後の在り方につき、総合的な見地から議論を行い、両国間経済分野における紛争の未然防止を図るとともに、両国経済の相互補完関係を一層強化していくことを目的として、2002年（平成14年）4月のボアオ・アジア・フォーラム（海南島）において小泉総理大臣と朱鎔基中国国務院総理との間で設立につき合意され、同年10月の第1回会合以降、毎年開催されている。

中国市場に関しては、我が国通信事業者等の関心が高く、総務省は協議への積極的な参加を行っている。

2006年（平成18年）12月に開催された会合では、国内事業者からの要望をもとに、中国の国内制度につき質問及び改正要望を行った。

オ 自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA） 締結に対する取組

EPAについては世界貿易機関（WTO）を中心とする多角的自由貿易体制を補完するものであるが、WTOの枠組みよりも高い水準の自由化を二国間で迅速に実現できるという利点にかんがみ、我が国は、自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）／経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）の締結に積極的に取り組んでおり、既にシンガポール、メキシコ及びマレーシアとの間でEPAが発効しており、2006年（平成18年）9月にフィリピンと、2007年（平成19年）3月にチリと、同年4月にタイとそれぞれ協定署名に至っている。また、インドネシア、ブルネイの間では大筋合意に達しており、ASEAN全体、湾岸協力理事会（GCC）諸国、ベトナム、インド及びオーストラリアとの間でも交渉中である。これらに加えて、スイスとも交渉を開始することとなっている。

電気通信分野については、WTOルールとの整合性に留意しながら、外資規制の撤廃・緩和、相互接続ルール等の競争促進的な規制の枠組み整備による自由化のほか、共同研究等のICT分野における協力についても協定の締結交渉を行っている。

カ 電気通信機器の認証に関する相互承認の推進

総務省は、我が国の携帯電話等が海外でも円滑に利用できる環境を整備するため、電気通信機器の認証に関する相互承認の推進に取り組んでおり、これまでに、欧州共同体（EU）（2001年（平成13年））及びシンガポール（2002年（平成14年））との間で相互承認協定（MRA：Mutual Recognition Agreement）を締結しており、さらに、米国との間でも、2007年（平成19年）に同協定が署名されたところである。

相互承認協定を実施するため、「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律」（平成13年法律第111号）が制定されており、今般の米国との協定が署名されたことから、政府は、同法の改正案を第166回国会に提出したところである。

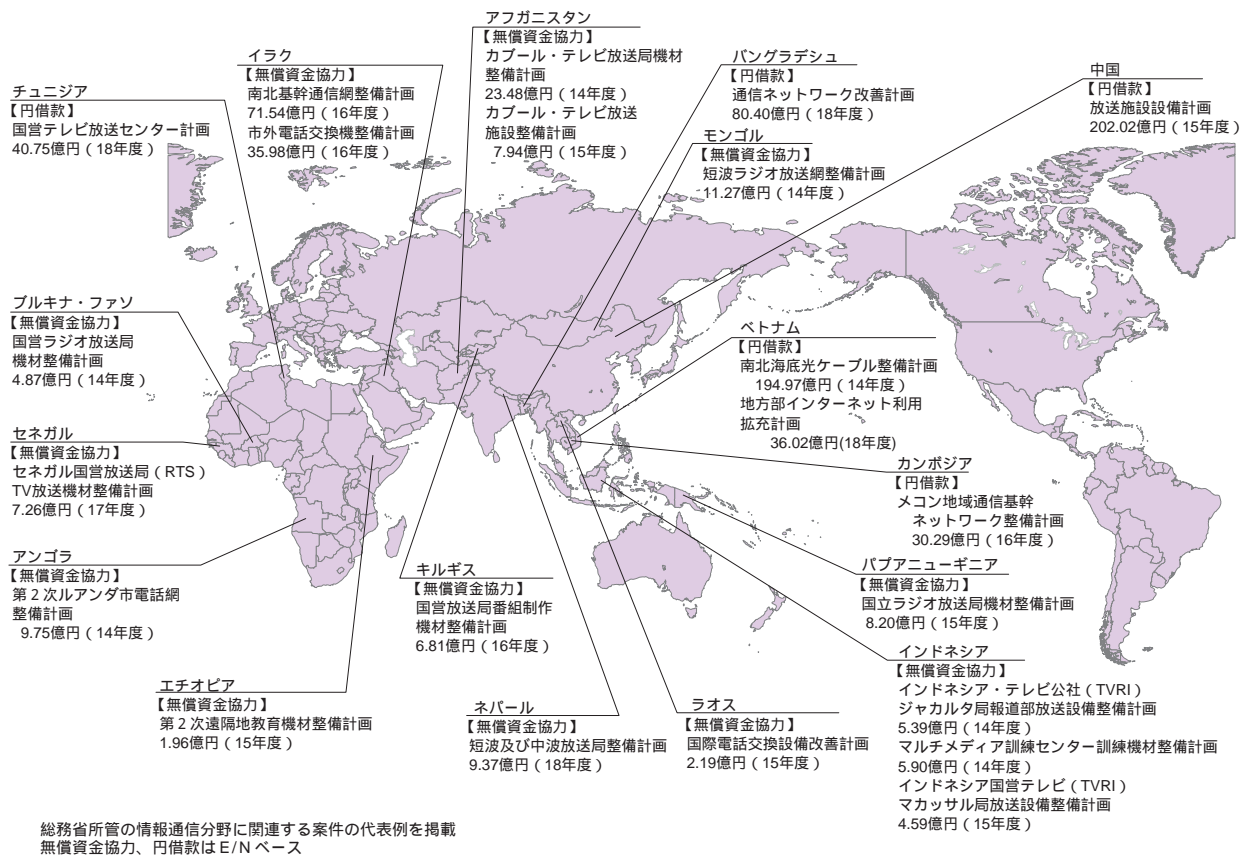
2 国際協力の推進

情報通信ネットワークは、経済発展、雇用拡大、国民生活の向上等を実現する上で重要な役割を果たすインフラであるが、開発途上国においては、人口100人当たりの電話普及率が1台にも達しない国が30箇国程度存在するなど、国際的な情報格差（デジタル・ディバイド）が拡大しており、開発途上国を含めた世界的な情報通信ネットワークの整備の必要性が高まってきている。

総務省としても、ICT分野の人材育成支援、開発途上国の情報通信主管庁との政策対話を通じたICT政策・制

度策定支援、国際共同実験の実施等による情報通信基盤整備への支援及び国際的なデジタル・ディバイドの解消のためにグローバルな協力を推進する国際機関・地域機関への支援等を実施するとともに、外務省、独立行政法人国際協力機構、国際協力銀行等と協力し、政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）等を通じて、開発途上国における情報通信分野の持続的発展に貢献している（図表3-6-2、3-6-3）。

図表3-6-2 過去5年間の資金協力の状況（平成14～18年度）



図表3-6-3 JICAを通じた技術協力等の実施状況（平成18年度）

	電気通信関係	放送関係	合計
研修員受入れ(人)	279 (355)	38 (56)	317 (411)
専門家派遣(人)	57 (39)	4 (10)	61 (49)
プロジェクト方式 技術協力(件)	6 (9)	2 (1)	8 (10)
開発調査(件)	0 (1)	0 (0)	0 (1)

総務省所管情報通信分野に関連する案件のみを集計
()内は前年度実績